



III!III!エンドー

遠藤さとる 後援会ニュース

VOL.

8

平成 30 年 新春号

発行者 草津市議会議員 遠藤 寛



旧年中は一方ならぬご支援・ご指導頂きありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

草津市は人口増加を続けている、全国でも数少ない人口増加の自治体の一つです。しかし草津市人口ビジョンでは平成 42 年の 135,000 人を頂点とし、10 年間の横ばい後、減少すると予測しています。当然人口減少を見越した施策は必要としますが、併せて増加させるための施策こそ、今の時代に打ち出し、実行する必要があります。

今年もご支援のほどよろしくお願い致します。

平成 29 年 11 月 定例市議会質疑・一般質問 (平成 29 年 12 月 6 日)

◆地域包括ケアシステムと地域の連携について
平成 29 年 5 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法・地域再生法など 30 以上の法改正を束ねたものです。

Q.質問 来春より「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行されるが、この法を必要とした社会的背景等について伺う。

A.答弁 地域包括ケアシステムの推進や介護保険制度の維持を図るとともに、福祉分野における課題の複合・複雑化、地域福祉力の脆弱することに対応する必要性がある。介護保険制度等の持続可能性を確保することに配慮し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために、社会福祉法等関連した法律改正がなされようとしている。



Q.質問 改正法により、本市において取組む政策について伺う。

A.答弁 大きく 3 点 ①自立支援・重度化防止を更に進める。地域課題の把握・分析を行い、策定中の「あんしんいきいきプラン」にて目標を設定する。②慢性期の医療・介護ニーズへの対応。③現在見直しを行っている「地域福祉計画」において、地域共生社会の実現に向けた取組を推進する事を明記する。

Q.質問 「地域包括ケアシステム」は多様・複雑な地域生活課題の解決を目指す取組である。「協働のまちづくり」との連携が必要であるが如何か。

A.答弁 「地域包括ケアシステム」は全ての人がお互いに支え合いながら、安心した生活を営むことが出来る地域社会の実現を目指す「協働のまちづくり」と理念等が同じ。町内会、学区社協等を構成する「まちづくり協議会」は地域生活課題を解決に資する大切な支援機関である。

◆(仮称)市民総合交流センター用地購入について
(仮称)市民総合交流センターについては裏面をご覧ください。

Q.質問 現在行われている計画による民間提案においても、当初の基本構想・テーマは変わることなく継続されるのか。

A.答弁 老朽化した公の施設を集約することに加えて「子育てひろば」、「市民交流広場」等の新たな機能を付加することにより、多くの市民が利用しやすく、交流空間として整備し、草津駅周辺の賑わいの創出に寄与することを目的としており、基本テーマについては変わることはない。

Q.質問 竣工時期及び本市が区分所有する部分の供用時期について伺う。

A.答弁 竣工は平成 31 年度中を目指しているが、業者提案を受け付けている段階(12 月 28 日締切)であるため、供用開始時期については未定である。

Q.質問 当該土地の購入することについては、平成 29 年 3 月議会において、平成 29 年度当初予算として決議されているが、業者提案が確定していない状態にあるのかかわらず、購入する必要性について伺う。

A.答弁 平成 30 年 2 月中に優先交渉権者決定後、定期借地権を前提とし、基本協定の締結、事業契約交渉を行うこととなっている。それに先立ち、公募主体である市の所有になることで、提案を行う業者の安心材料となる為、適切な時期の取得を目指している。

Q.質問 本事業以外においても、公の施設の整備時において、公民連携や民間活力導入を積極的に進めるべきであるが如何か。

A.答弁 他市の事例において、民間活力導入により経費削減、内容の充実が図られている事が多数ある。今後の公共施設整備において、有効であるなら、一度は模索すべきであるが考える。



平成 29 年 11 月 定例市議会決議主な内容

◆指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正
既存の指定管理選定委員会に「評価」の機能を追加し、第三者・専門家の目線による公の施設の運営が適切に出来ているかを評価し、サービスの質の向上及び次の事業者選定に活かすものです。

◆草津市手数料条例等の一部を改正する条例案

第3次草津市行政システム改革推進計画に基づき使用料及び手数料の見直しを行うものです。施設使用料や入館料・手数料等の見直しが行われます。

◆財産の取得につき議決を求めることについて

(仮称)市民総合交流センター整備事業用地の取得
約 6,479 m² 約 887 百万円 相手方:草津市土地開発公社

承認 1 件 補正予算 11 件
条例 6 件 一般 9 件
人事 2 件 合計 29 件



市の施設の指定管理者が決まりました

	施設名	指定団体	指定期間
非公募	常盤まちづくりセンター	人と地域が輝く常盤協議会	H30.4.1~H32.3.31
	西一会館・西一教育集会所	NPO 法人ユウ・アンド・アイ	H30.4.1~H33.3.31
	常盤東総合センター 芦浦教育集会所	NPO 法人ハート&ライト	
公募	長寿の郷 ロクハ荘	(公財)草津市コミュニティ事業団	H30.4.1~H32.3.31
	なごみの郷	NPO 法人ひかりグループ	H30.4.1~H33.3.31
	ロクハ公園・ロクハ公園駐車場 児童遊園 都市公園(既指定管理先除く)	(公財)草津市コミュニティ事業団	

※指定管理者制度 公の施設の管理・運営を営利企業・NPO 法人などの団体に包括的に代行させる制度です。

(仮称)市民総合交流センター整備事業について

老朽化した公共施設を集約し、新たに子育ての拠点等を設置した施設を、旧西友跡地に約 66 億円をかけ平成 30 年の開設を目指していましたが、しかし、計画した国の補助金が確保できず、民間活力を導入し進めることとなりました。民間事業者が土地を定期借地権方式で貸し出し、ビルと駐車場を建築してもらい、市の施設が入居する面積や仕様を確保し、市が購入するものです。また、民間から提案があった施設(提案内容は未定)が併設されます。平成 31 年度中の開設を目指しており、計画では建築費及び維持管理費の削減が図られるとされています。平成 30 年 2 月に優先交渉業者が決定、契約締結後、建設が行われ平成 31 年度中の竣工を目指すこととなります。

まともから まちづくりセンター、人権センターの耐震診断は未実施。(草津合同ビルは実施済)建設時期等から鑑み耐震性に課題はあり、早急な整備が必要とします。民間活力での整備であっても多額の税が必要となる事には変わりありません。しっかりチェックしてまいります。

(仮称)市民総合交流センター整備事業概要

既存施設・事業

草津合同ビル
(大路二丁目)
・少年センター
・商工会議所
・税関
・医師会
・他 予定含む

まちづくりセンター
(西大路町)
・まちづくりセンター
・コミュニティ事業団

人権センター
(西大路町)

社会福祉協議会
(高地町)



(仮称)市民総合交流センター(大路二丁目)

計画中の施設等

子育てひろば
**(仮称)男女共同
参画センター**
防災面役割機能

歯科医師会
(守山市)
薬剤師会
(栗東市)
予定

民間提案事業
カフェ
民間提案事業



「遠藤さとの後援会ニュース」をご覧ください誠にありがとうございます。ニュースをすべての会員の皆様のお手元に届けることが出来ずに申し訳ございません。今までの後援会ニュースは「遠藤さとの」のホームページでご覧いただけます。私の手作りのホームページですが良ければご覧いただき、ご意見いただければ幸いです。平成 30 年も『徹底的に市民目線!!』に立って活動してまいります。

《ご協力をお願い》

遠藤さとのの活動に、お手伝いしていただける方を募集しています。

- 『後援会ニュース』をご近所、お知り合いに配っていただける方。
 - お知り合い、お友達をご紹介いただける方。
 - どんなご協力の形でも構いません。
- ご連絡ください。よろしくお願い致します。

平成 30 年成年
ワンステップ います



プロフィール

昭和 40 年 9 月 16 日生まれ
野路保育園・老上幼稚園
老上小学校～玉川小学校卒
比叡山中学校卒/比叡山高校卒
大阪経済法科大学卒

【職歴】

医療法人芙蓉会 南草津病院
社会福祉法人しあわせ会
特別養護老人ホームやわらぎ苑施設長
障害福祉サービス事業所むつみ園施設長 他

草津市議会ホームページで
本会議の様子を見る事が出来ます。
<http://www.kusatsu-shigikai.jp/>

草津市議会

【事務所】

- 〒525-0037 滋賀県草津市西大路町 10-10 A501
- TEL/FAX 077-561-7282
- E-mail endosatoru932@gmail.com
- U R E <http://endosatoru.net>

えんどうさとの